

## 令和3年度第1回大田区医療的ケア児・者支援関係機関会議 議事要旨

日 時： 令和3年7月27日（火）13時30分から14時30分まで  
出席者： 神川委員、齋東委員、瀬委員、武田委員、松岡委員、御厨委員、  
水江委員、三本委員、宮田委員、与田委員、綿委員、（五十音順）  
区出席者： 福祉部長、障害福祉課長、障害福祉サービス推進担当課長、  
調布地域福祉課長、障がい者総合サポートセンター次長、  
調布地域健康課長、保育サービス課長、学務課長

### 1 開会

- (1) 開会・委員委嘱
- (2) 会長選出・会長あいさつ（与田委員）
- (3) 副会長選出・副会長あいさつ（福祉部長）
- (4) 各委員あいさつ

### 2 議題

#### (1) 医療的ケア児・者の実態調査について

（障害福祉課長）

資料1-1の目的（案）に記載のとおり、区では医療的ケア児・者が直面している課題を洗い出しつつ、解決に向けての対応について、優先順位をつけて取り組みたいと考えている。

全ての情報を区で管理しているわけではないため、個人情報保護法に基づき、それぞれの情報の管理者の方々から協力をいただきながら進めていきたい。

訪問看護ステーションや各支援事業者が管理している個別の情報について、後日相談をさせていただけるよう、区内部の情報セキュリティ担当と調整を進めている。

具体的な調査票の内容については、担当者から説明する。

（担当から資料1-2「医療的ケア児・者実態調査票（案）」について説明）

（綿委員）

設問8と設問9-1の項目に、訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援の追加を検討してもらいたい。

（与田会長）

設問8の項目⑩から項目⑬までの中に入らないものということか。

（綿委員）

訪問型の児童発達支援は新しくできたばかりの制度であるため、今後の訪問

型児童発達支援事業の開設の検討のためにも、追加したほうがよいかと思える。

(三本委員)

大田区ではあいりすキッズで居宅訪問型児童発達支援、重心の児童発達支援をミリミリ大田でそれぞれ実施している。

(綿委員)

それであれば、設問8には追加したほうがよいと思える。

(与田会長)

設問3の項目の中には、難聴児に対する補聴器支給などは含まれないのか。

(障害福祉課長)

医療的ケアの項目の中には含まれていない。

(与田会長)

児童発達支援の中の看護職員の加算配置について、難聴児の有無によって点数が変わってくると聞いたことがある。大田区の独自の調査の中に難聴について含めることは難しいか。

(障害福祉課長)

一般的に示される医療的ケアには含まれていないが、本調査は区独自の実態調査であるので、必要と思われる項目については盛り込んでいくつもりであるため、今回ご教示いただいた内容については反映させていく。

(与田会長)

大田区のろう学校には難聴児が多く在籍しているので、そういった層を含めるためには、難聴について調査対象に含めるのが良いと思える。

(宮田委員)

設問3の項目の中に、脳性麻痺に対するケアである、座薬挿入を含めることは可能か。医療的ケアに該当するかどうかは、アンケートを取った後に判断してもらいたい。

(障害福祉課長)

委員の方からご教示いただいた内容は、なるべく反映していきたいと考えているため、その他の項目を加えるなどして対応したい。

(与田会長)

座薬などの内服については、医療行為ではあるが医師以外でも実施可能なた

め項目に入っていないと考えられるが、家族の対応が大変であり、学校からも投薬の必要性の有無について医療者に質問が来るため、その他の項目に追加するなどの工夫をしていただきたい。

(与田会長)

設問4について、身体障害者手帳には種類が幾つかあるが、例えば呼吸機能、心臓機能、四肢の不自由、もしくは体幹の障がいなど、そういったものは項目に加えなくてよいのか。

(障害福祉課計画担当)

確かに身障手帳には障がい種別があるため、それらの記載もできる様式への変更を検討する。

(与田会長)

設問1には令和4年3月31日での年齢を記入することになっているが、本調査は来年の3月31日以降になるということか。

(障害福祉課長)

本調査は、可能な限り早急に実施し、次回開催予定の会議で結果を報告したいと考えている。

(与田会長)

決まり次第早急に実施していただきたい。

## (2) 大田区医療的ケア児・者支援関係機関会議設置要綱の改正について

(障害福祉課長)

資料2の要綱改正案について、本会議体の中に専門部会を設けられるよう規定を盛り込むことについて諮らせていただきたい。

全体会議への報告を前提として、専門部会での事前検討等が必要と考えている事項について、例として障がい児に関する案件、または障がい者に関する案件、または施設、もしくは在宅など、個別分野に特化した案件であることから、全委員の参加は要しない事項が想定されている。

そのような場合については、委員全員集まり限られた時間で議論する前に、関係する委員の方々にお集まりいただき、詳細を詰める場を設けたい。

また、全体に関わる案件ではあるが、「医療的ケア児・者の災害時における避難対策の検討」などについて、事前に調査検討、効果検証等を行い、全体会議での円滑な検討のために論点整理等を要する事項もあると考える。

このため、この会議体の中に専門部会を置くことができるように規定を設けたいと考えており、資料2の第8条の第1項に追加した。

第2項では、「専門部会は、次に掲げる者をもって組織する」ということで、(1)に会長が指名する委員、(2)に会長が専門部会の運営上、必要と判断して臨時に招集する委員を加えた。

第3項では、「専門部会に部会長を置き、部会長は委員の中から会長が指名する」旨追加した。

第4項では、「部会長は専門部会を招集し、議事を掌握するとともに、調査検討経過及び結果を会議に報告する」とし、専門部会で検討したものは、必ず全体会にて報告をすることとなる。

第5項では、「部会長は、必要があると認められた時は、会長の承認を得て、専門部会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる」とした。

第8条を加えた関係で、報償費、庶務、委任の項目についても、専門部会を加えるように修正している。

(与田会長)

人工呼吸器の受け入れ、災害・避難、教育といったものについて、今後個別の専門部会が必要になると思われる。専門部会の設置により、より専門性の高いメンバーを、都度招集できるよう要綱の改正が行われたといえる。

特に反対意見もないようであるため、承認されたと判断する。これにより、本会議はより機動力を得たため、是非実行に移してほしい。

### (3)「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」

(与田会長)

一般的に、医療的ケア児・者支援法と呼ばれるものについて、情報共有のため事務局から説明をお願いします。

(担当から資料3「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」について説明)

(与田会長)

画期的な法律である。

学校に対する要望から義務となったものが多く、学校では整備に向けて苦心しているかもしれない。小1の壁という言葉があるが、小学校1年生に入ると急に家族の負担が増えるといった矛盾が、この法律により変わっていけばよいと考える。

(学務課長)

大田区立の小学校ではこの4月から、医療的ケア児を4校で各1名ずつ4名の受け入れを開始している。

受け入れに当たり、各学校に看護師の派遣事業所から看護師の派遣をいただき、

各4校に看護師を配置した。

この4月から開始したところであるが、今後実際にその児童の医療的ケアの状況や、学校での活動状況などから精査していく予定である。

本会議でも、医療的ケアの必要な児童の学校での受入れについて意見をいただきたい。

#### (4) こどもケアセンターほっと大田について

(瀬委員)

資料4をご覧ください。

こどもケアセンターほっと大田は、高齢者のデイサービスを行っていた区施設を借り、重心の子を対象とした児童発達支援、放課後等デイサービスを今年4月から開始している。

児童発達支援及び放課後等デイサービスの定員はどちらも5名だが、登録人数としてはそれぞれ15人ほどいる状況となっている。

場所は、田園調布五丁目の閑静な住宅街の中であり、近くに田園調布特別支援学校もある。地域の方は障がい理解のある方が多く、温かく見守ってもらえていると感じる。

ほっと大田の児童発達のほうが「ほわわ大田」という名称となっており、むしろでは品川、世田谷、墨田でも同じ形で定員5人の重心の児童発達支援を行っている。

品川に通っている中に大田区に住んでいる子が多かったため、今回品川から大田区へ移った結果、ほぼ大田区の子が利用している。

医療的ケアについては、人工呼吸器、気管切開、寝たきりなど、いろいろな子がいる状況となっている。基本的には母子分離のため、看護師と介護職を配置して事業を実施している。

放課後等デイサービスも同様に定員5人であり、新規の利用者のほか、世田谷、品川で児童発達支援を利用後に小学校に上がった子などが利用している。

また、田園調布特別支援学校との交流として、園芸班が栽培した野菜の収穫に参加したり、清掃班がほっと大田の施設に清掃に来たりなどしてもらっている。支援学校の生徒にとっても就職に向けて外部の人と関わる訓練になるため、お互いにメリットがある。

他にも、夏休みとなった現在、田園調布の先生方が実習、研修といった形で訪問されている。

4月から始まったばかりだが、今後も様々な所と交流し、子供たちの暮らしを支えていけたらと考えている。

(与田会長)

田園調布特別支援学校が近いので、相互交流は良い結果を生むと思える。

## (5) (仮) 鶉の木グループホームの概要

(障害福祉サービス推進担当課長)

本施設がスタートするに当たり、東京都の土地を有効に活用する事業に大田区として参加し、その中で社会福祉法人睦月会の方でグループホームの建設を行うと決まったところから始まった。

内容等については、理事長である綿委員に説明をお願いする。

(綿委員)

資料5-1に概要を記載している。

開設予定が令和4年1月となっている。現在のところ工事は順調に進んでおり、完成は11月末ごろを予定している。

場所は鶉の木三丁目であり、3階建てで定員は14名となっている。

包括支援型の共同生活援助という形として、医療的ケアが必要な重度の方に対応したグループホームとなっており、1階には訪問診療ができる診療所を設置予定となっている。

利用者の応募状況について、問合せが約88件あり、最終的に49名の応募があった。特に重度の方々の応募の方が多く、その中でも医療的ケアの必要な方が5名おり、経管栄養、吸引、人工呼吸が必要な方の応募がある。現在最終の選考段階に入っており、安全な受け入れが可能かどうかを判断しつつ、10月には最終的な14名が決まる予定である。

本施設は日中生活サービス支援型であり、昼間もサービスができるタイプのグループホームを設置しているため、将来的に重度で通所施設に通えなかった場合でも、ここで生活が可能となっている。

現在のところ、全員大田区在住の方を受け入れ予定としている。

資料5-2は住民説明会用の説明資料となっており、平面図面などを参照いただきたい。

### 3 その他

(与田会長から直近の医療的ケアに関する第3回京浜小児在宅連携研究会の案内を紹介)

### 4 閉会